

奈良県告示第三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年二月十日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名称	株式会社ハピネス	ジェントリーバス株式会社
	主たる事務所の所在地	北葛城郡上牧町大字上牧三 四三九―二二	磯城郡田原本町大字阪手八 一五―五
訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	名称	ケアセン ターハピ ネス	さくら・ 介護ステ ーション 桜井
	所在地	北葛城郡上牧町大字上 牧三四三九 ―二一	桜井市大字 上之庄五四 三―五 カ ーサプリモ 一〇五号室
廃止した居宅サー ビスの種類		訪問介護及び介護 予防訪問介護	訪問介護及び介護 予防訪問介護
廃止年月日		平成二十八 年十二月三 十一日	平成二十九 年一月三十 一日